

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年9月10日（木）

2 開会場所

委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	名 取 顕 一
副委員長	田 中 香 澄
理 事	浅 川 のぼる
理 事	宮 本 伸 一
理 事	金 子 てるよし
理 事	上 田 ゆきこ
理 事	海 津 敦 子
委 員	石 沢 のりゆき
委 員	山 田 ひろこ
委 員	白 石 英 行
委 員	浅 田 保 雄

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
新 名 幸 男	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
鈴 木 裕 佳	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長

榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
矢 島 孝 幸	福祉部長兼福祉事務所長
瀬 尾 かおり	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	こども未来部長
阿 部 敦 子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
細 矢 剛 史	資源環境部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
畑 中 貴 史	総務課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査主査	高 橋 裕 美
議事調査主査	窪 田 英二郎
議事調査担当	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

- (1) 人権擁護委員候補者について
- (2) 9月定例議会追加提案事項について
- (3) 意見書について
- (4) 決算審査特別委員会について
- (5) 一般質問について
- (6) 議事日程について
- (7) 請願について
- (8) 本会議の流れ及び所要時間について
- (9) 文京区議会関係規定の改正について

(10) その他

午前 9時57分 開会

○名取委員長 おはようございます。

時間前ではございますが、全員おそろいですので、議会運営委員会を開会いたしたいと思っています。

委員等の出席状況ですが、委員、理事者ともに、全員御出席をいただいております。

○名取委員長 それでは、議題に入ります。人権擁護委員候補者についてであります。

資料1、人権擁護委員候補者略歴を御覧ください。

本件について、区長から発言の申出を受けたいと思います。

成澤廣修区長。

○成澤区長 おはようございます。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たりまして、意見聴取のお願いを申し上げます。

令和8年12月31日をもって任期満了及び辞任されます人権擁護委員の後任候補者につきましては、安藤尚徳さんと新たに多田麻紀さんを推薦したいと存じます。

なお、現委員の東條清子さんにつきましては、一身上の都合により辞任されます。

推薦いたします2人の方々は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、御配付の略歴のとおり、それぞれの要職の実績からも人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

正式には、本定例議会の会期中であります9月28日の議会運営委員会におきまして、御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいま区長から申出のありました人権擁護委員候補者の推薦に係る議会の意見聴取については、9月28日月曜日の本委員会で議会としての意見を決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、9月定例議会追加提案事項についてであります。

9月定例議会追加提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和8年9月区議会定例議会に御提案申し上げる案件につきましては、さきの議会運営委員会で御説明いたしましたが、その後、追加の案件が出てまいりましたので、御説明申し上げます。

このたび追加いたします案件は、条例案17件、事件案3件、予算案4件の24件でございます。

それでは、追加提案事項のデータを御覧ください。

第1は、文京区情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、公開決定等の手続に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、公開決定等の期間の延長を行う場合において、公開請求者に対する書面による通知に係る手続の規定を削除するものでございます。

施行期日は、令和9年1月4日でございます。

第2は、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、葬祭補償の定額部分の額を31万5,000円から33万円に改めるものでございます。

イは、その他規定の整備をするものでございます。

施行期日は、公布の日で、改正内容のアについては令和8年4月1日から適用するものでございます。

第3は、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正する条例は、(2)に記載の2条例で、内容につきましては、児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設でございます。

(2)アの条例については、指定障害児通所支援事業者、(2)イの条例については、指定福祉型障害児入所施設の設置者に対し、それぞれ、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他必要な措置を講じることを義務付けるものでございます。

施行期日は、令和8年12月25日でございます。

第4は、文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例でございます。

本案は、高額療養費資金貸付制度を廃止するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和9年4月1日でございます。

2ページを御覧ください。

第5は、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、旅館業の施設の構造設備の基準等を改めるほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

主な改正内容といたしまして、アは、営業者の遵守事項を追加するものでございます。

(ア)は、営業時間内は、旅館業の施設内に従事者を常駐させることとするものでございます。

(イ)は、国外に居住する個人の営業者は、国内に住所を有する代理人を選任することとするものでございます。

イは、旅館業の施設に係る構造設備基準について、営業種別ごとに改正を行うものでございます。

まず(ア)は、全施設共通で、aからfまでの6事項について、御覧のとおり改正するものでございます。

次に(イ)は、旅館・ホテル営業の施設についてでございます。

aは、団体宿泊旅館に係る規定の削除でございます。

bは、施設内に玄関帳場の設置を義務付けるものでございます。

次に(ウ)は、簡易宿所営業の施設についてでございます。

aは、客室内に浴室又はシャワー室を設ける場合に係る基準を新設するものでございます。

bは、多人数で共用する客室内に便所を設置する場合に係る基準を新設するものでございます。

ウは、その他規定の整備をするものでございます。

施行期日は、公布の日から起算して3月を経過した日でございます。

また、経過措置は、この条例の施行時において営業の許可を受け、又は許可の申請がされている施設については、施行日以後に当該施設の存する建築物において当該改正に係る構造設備の増築等を行わない限り、改正後の規定を適用しないことを定めるものとさせていただきます。

3 ページを御覧ください。

第6は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、旅館業の管理運営に係る事項を見直すほか、規定を整備するため、提案するものとさせていただきます。

改正内容のアは、旅館業の施設と住戸を兼用する場合の構造に係る規定を削除するもので、第5の条例において、同規定を新設することに伴う改正でございます。

イは、施設の連絡先の表示方法等に係る見直しでございます。営業者に対し、施設の連絡先及び営業種別について、施設入口への掲示を義務付けるもので、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設は、掲示に代えて、インターネットの利用等の方法によることができることとするものとさせていただきます。

ウは、営業時間内における旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設への従事者常駐に係る規定を削除するもので、第5の条例において同趣旨の規定を新設することに伴う改正でございます。

エは、その他規定の整備をするものとさせていただきます。

施行期日は、公布の日から起算して3月を経過した日でございます。

また、経過措置の（ア）は、この条例の施行時において営業の許可を受け、又は許可の申請がされている施設であって、フロント代替設備を有するものについては、引き続き、いわゆる「駆け付け事務所」への従事者常駐を認める旨を定めるものとさせていただきます。

（イ）は、（ア）により、従前の運用を引き続き行う施設については、施設の連絡先及び営業種別を当該施設入口へ掲示しなければならないこととするものとさせていただきます。

第7は、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、景観法の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものとさせていただきます。

改正内容は、法の一部改正に伴い、引用条文の整備を行うものとさせていただきます。

施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日でございます。

4 ページを御覧ください。

第8は、文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例で、新規制定でございます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めるため、提案するものでございます。

主な内容は、一時保護委託者の登録制度の新設に伴い、登録一時保護委託者の一般原則等、一時保護委託施設の設備の基準、登録一時保護委託者における職員の一般的要件等に関する基準を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日の翌日でございます。あわせて、附則において、国が府令で定める基準を、区が条例で定める基準としてみなすことができる期日を公布の日までとすることを定め、この規定の施行期日を公布の日とするものでございます。

第9は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、先ほど第3で御説明した内容と同様の規定を新設するものでございます。

イは、障害児保育の充実のため、特定理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる特例を設けるものでございます。

ウは、3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直しで、保育士の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、3歳児クラスの保育士の数を「おおむね20人につき1人」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとするものでございます。

エは、その他規定の整備をするものでございます。

施行期日は、公布の日で、改正内容のアについては令和8年12月25日でございます。

5ページを御覧ください。

第10は、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容についてですが、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定整備を行うとともに、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日の翌日でございます。あわせて、附則において、国が府令で定める基準を、区が条例で定める基準としてみなすことができる期日を公布の日までとすることを定め、この規定の施行期日を公布の日とするものでございます。

第11は、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてで、（ア）は、先ほど第10で御説明した内容と同様の規定整備を行うものでございます。

（イ）は、第3及び第9で御説明した内容と同様の規定を新設するものでございます。

（ウ）は、第9で御説明した内容と同様の特例を設けるものでございます。

（エ）は、その他規定の整備をするものでございます。

イは、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

改正内容は、第9で御説明した内容と同様の見直しを行うものでございます。

施行期日は、公布の日の翌日、改正内容のア（イ）については令和8年12月25日でございます。

あわせて、附則において、国が省令で定める基準を、区が条例で定める基準としてみなすことができる期日を公布の日までとすることを定め、この規定の施行期日を公布の日とするものでございます。

6 ページを御覧ください。

第12は、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、満3歳以上の学級編制基準の引下げで、一学級の園児数を35人から30人とするものでございます。

イは、主務教諭の職の設置に伴う規定整備を行うものでございます。

ウからオまでは、先ほど御説明した他の条例と同様で、特定理学療法士等の配置に関する

特例の新設、児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設、3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直しをそれぞれ行うとともに、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日で、改正内容のエについては令和8年12月25日でございます。

第13は、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、第12で御説明した内容と同様に、満3歳以上の学級編制基準の引下げ、特定理学療法士等の配置に関する特例の新設、児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設、3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直しをそれぞれ行うほか、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日で、改正内容のウについては令和8年12月25日でございます。

7ページを御覧ください。

第14は、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、他の条例で御説明したものと同様、児童対象性暴力等の防止に係る規定を新設するものでございます。

施行期日は、令和8年12月25日でございます。

第15は、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、省令の一部改正に伴い、引用条文の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第16は、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例でございます。

本案は、区立柳町幼稚園の廃止に伴い、幼稚園における長時間保育等を廃止するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和9年4月1日でございます。

また、附則において、文京区保育所における保育に関する条例及び文京区立幼稚園使用条例中に、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を引用している規定がございますので、併せて規定整備をするものでございます。

第17は、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、区立認定こども園柳町幼稚園及び区立認定こども園明化幼稚園を新設するため、提案するものでございます。

改正内容は、区立認定こども園柳町幼稚園及び区立認定こども園明化幼稚園を設置するため、名称及び位置を規定するものでございます。

施行期日は、令和9年4月1日でございます。

また、附則において、文京区立保育所条例及び文京区立学校設置条例の一部改正を行います。

8ページを御覧ください。

第18は、事件案で、ブックリターントラック外99点の買入れについてでございます。

本案は、本駒込図書館の初度調弁として、ブックリターントラック外99点を買入れるものでございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、金8,318万3,320円、契約の相手方は、東京都文京区本郷五丁目1番13号、幸和商事株式会社、代表取締役、吉田武史でございます。

第19は、事件案で、文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金8億5,896万8,000円、契約の相手方は、山口・伊藤建設共同企業体でございます。

構成員の代表者は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖で、以下、構成員は御覧のとおりでございます。

9ページを御覧ください。

第20は、事件案で、文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額

は、金3億235万7,000円、契約の相手方は、関電工・小嶋・田川建設共同企業体でございます。

構成員の代表者は、東京都港区芝浦四丁目8番33号、株式会社関電工、取締役社長、田母神博文で、以下、構成員は御覧のとおりでございます。

第21から第24までは、本年度の一般会計及び各特別会計の補正予算でございます。

これらにつきましては、後ほど企画政策部長から御説明を申し上げます。

追加提案事項の説明は以上でございますが、これによりまして、本定例議会に提案する案件は、条例案17件、事件案3件、予算案4件、決算4件の都合28件と相成るものでございます。

なお、今後、追加で御提案申し上げる案件が生じてくる予定でございます。その際には、正副議長に御相談を申し上げ、適切に対処させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 それでは続きまして、令和8年度一般会計補正予算の説明を受けたいと思います。

鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長 令和8年度9月補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計の第2回補正予算でございます。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、それぞれ第1回補正予算でございます。

それでは、資料、令和8年度補正予算（9月）総括表により、御説明させていただきます。

2ページ、会計別総括表を御覧ください。

一般会計の補正額は37億9,096万円で、これにより、一般会計の総額は1,646億6,979万2,000円となります。

次に、一般会計の補正の概要を申し上げます。

まず、歳入について御説明いたします。

3ページの款別・財源別総括表を御覧ください。

特定財源として、国庫支出金、都支出金、諸収入、5億2,941万2,000円を計上いたしました。

一般財源については、5ページの一般財源内訳のとおり、財政調整基金からの繰入金2億

8,024万1,000円、特別会計からの繰入金6億3,413万3,000円、令和7年度一般会計の繰越額の確定に伴う剰余金を繰越金として、23億4,717万4,000円、計上いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

資料、主要事項調書を御覧ください。

主なものを申し上げます。

1ページの1番から5番まで、財政調整基金をはじめとする各基金への積立を行います。

このほか、8番、GPS機能付き見守り端末貸与事業の実施及び防犯カメラ整備費補助の増額に要する経費、2ページの11番、中東情勢対応つなぎ資金の新設に要する経費、16番及び18番、物価高騰等の影響を受ける区内障害福祉サービス等事業者及び区内介護保険サービス事業者に対する光熱費等の補助に要する経費、3ページの25番、私立認可保育所等の職員の麻しん抗体検査及びワクチン接種に要する経費などを計上いたしました。

次に、特別会計の補正の概要を申し上げます。

初めの資料、総括表の2ページにお戻りください。

まず、国民健康保険特別会計の補正額は、6億5,390万8,000円で、一般会計繰出金に要する経費等を計上いたしました。これにより、国民健康保険特別会計の総額は214億1,190万8,000円となります。

次に、介護保険特別会計の補正額は、5億9,001万7,000円で、一般会計繰出金に要する経費等を計上いたしました。これにより、介護保険特別会計の総額は、182億7,001万7,000円となります。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正額は、1億4,989万8,000円で、一般会計繰出金に要する経費等を計上いたしました。これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は70億389万8,000円となります。

その他のページにつきましては、後ほど御参照いただきたく存じます。

補正予算の説明は、以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました提案事項の付託委員会についてであります。1番及び2番、19番及び20番並びに21番から24番までの8件は総務区民委員会に、3番から6番までの4件は厚生委員会に、7番は建設委員会に、8番から18番までの11件は文教委員会に、それぞれ付託したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、意見書についてであります。

資料5、意見書案を御覧ください。

意見書案を提出した会派から提案説明を受けることといたします。

それでは、順番に提案説明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子委員 日本共産党から、意見書案を5件提案させていただきます。

1つ目は、学校給食費無償化に当たり全額国庫負担等を求める意見書（案）です。

学校給食法2条に定める学校給食の目標、食育が学校で行われております。文京区では、2023年9月から、保護者の負担軽減ということで、区独自の区立小・中学校給食無償化が始まっております。

その後、25年1月には、東京都内の全自治体で給食無償化が実施されるようになっておりますけれども、義務教育は、居住地に関係なく、日本全国平等の教育環境を確保することが求められます。財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であります。

2023年11月の全国知事会では、国の責任と財源による制度設計を行うことが提言されております。さらに、23年12月の閣議決定でも、保護者負担である学校給食無償化の実現に取り組むことが示されており、26年度、今年度ですね、小学校のみですが、1人当たり月額5,200円という基準で国が財源を出すというようになっております。

この間の給食無償化は、自治体主導で行われておりますけれども、先ほど触れたように、地域格差が生じること、また、継続性の点で、無償化の課題を進めていくということが課題となっているというふうに思います。

そういった点で、文京区議会として、政府や国会に対して、学校給食を全ての子どもに提供していくために、中学校を含めて全額国庫負担による財政措置を求める意見書案です。

2つ目は、だれも置き去りにしない生活応援事業の実施を求める意見書（案）です。

東京都が、物価高騰の中、生活応援事業として、東京アプリをダウンロードした人に1万1,000ポイントを付与する事業を実施しております。当初対象になるのは、マイナカードを読み取れるスマホとマイナンバーカードを持つ15歳以上の都民に限られていたけれども、東京都は、15歳未満の子どもには現金給付を行うという改善を行っております。

ただ、これでは問題は解決しません。例えば障害者と生活する家族からは、「自分の息子は知的障害でスマホを持っていない。そういう人は最初から排除されている。差別ではないか」と、こういう指摘があります。不当な差別的取扱いではないかという意見や合理的配慮がないという指摘であります。この点は、障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例に照らしても重大だと考えます。

また、「マイナカードは強制でないのに、持っていないと対象にしないというのはおかしい」と、こういう意見も寄せられております。

文京区議会として、東京都に対して、全ての人に行き渡る生活応援事業を実施してほしいということで、この事業の対象外とされた方に現金給付など支援を行うこと。また、デジタルに限定しないで、こうした補助制度の申請について、他の方法についてもできるようにすることを求める意見書案です。

3つ目は、経営・管理ビザの厳格化と在留許可手数料引上げ撤回を求める意見書（案）です。

政府は令和7年10月に、外国人の在留資格である、いわゆる経営・管理ビザについて、資格取得のための資本金の額の要件を500万円から3,000万円に引き上げるなどの省令改正を行っております。必要な資本金の額は6倍に引き上げられておりまして、これによって、飲食店などを営んできた外国人経営者が突然日本での仕事と生活を奪われる危機に今、直面しています。長年、真面目に営業して、家族と共に暮らしてきた外国人経営者の方の突然のルール変更で、追い出すようなことがあっては理不尽でありますし、人権侵害という声も広がっております。

このビザで在留する方の資本金の額は500万から600万円くらい水準であります。9割を超える事業者に影響を及ぼすということが国会でも明らかになっており、出入国在留管理庁の統計では、このビザでの在留外国人は7年の6月時点で、全国の3割に当たる1万2,940人が東京都にいるということで、この東京での地域経済への影響も大きいと考えます。多文化共生の豊かな社会を守り、共に生きる外国人の人権を守るためにも、こうしたビザの厳格化の撤回が必要だと考え、本意見書案を提案するものであります。

4つ目は、自衛隊中央情報隊による違法なプライバシー侵害について調査・解明し、再発防止策を公表すること等を求める意見書（案）です。

熊本の日日新聞が今年の7月23日に、陸上自衛隊中央情報隊、朝霞駐屯地に配属ということですが、ここの対外情報部門である現地情報隊が日本人の大学教授やNP

○法人代表ら市民を対象に、愛国心や対自衛隊感情といった思想信条に関する情報に加えて、性的嗜好といった極めて私的な情報を組織的に調査・収集していると見られると報じております。

この報道によれば、この現地情報隊は、自衛隊が派遣されたイラクやジブチをはじめ、海外の現地情報だけでなく、一般市民の氏名、住所、電話番号、愛国心といった思想信条、交友関係、性的嗜好や異性関係、身体的特徴といった極めて私的な情報まで収集して、個人B S D（ベーシックソースデータ）という成果報告書に記録し、報告しているといえます。

これらについての元隊員の証言もあり、数千人分の情報が集まっているという可能性があると、この証言はしております。

防衛省はこの真否についてコメントしておりませんが、この報道では、成果品の写真も掲載され、証言も具体的で、法曹界からは、実際に自衛隊の情報部隊が起こした過去のプライバシー侵害事件とも符合していると指摘もあります。

3点のことを求める意見書案で、国会に対しては、国政調査権に基づいて、この違法な情報収集活動について徹底調査を行うこと。

政府に対しては、このようなプライバシー侵害となる情報活動を絶対行わないよう求める。

そして3点目は、こうした情報活動を即時に全面的に停止するということを求める意見書案です。

最後、5つ目は、A Iの開発や活用について戦争・軍事目的を禁止し人間の生存や地球環境と両立させる国際協定の締結を求める意見書（案）です。

A Iは、労働時間の短縮、健康や医療、科学の進歩など、人類に大きな恩恵をもたらすメリットがあり、今後の可能性に期待が集まっています。

一方、デメリットの面については、I L Oの試算で、全世界の雇用の4分の1が生成A Iの影響を受けるなど、問題も指摘されております。

また、A Iの基盤である巨大なデータセンターが電力や水を大量に必要とし、低周波騒音などの環境破壊の問題、また、A Iの学習には大量のデータが必要ですので、プライバシーや個人情報などの面で新たなリスクと監視社会を招くとの懸念もされています。

国連はこの7月に、A Iに関する独立国際科学パネルによる予備報告書で、従来の技術との違いを強調しています。それは、A Iの普及スピードが極端に速いということで

ありまして、インターネットが10億人に普及するのに15年かかったのに対し、ChatGPTは2か月で1億人が使うようになったということでありまして、その発達スピードが加速度的に進むことによって、人間がAIを制御できなくなる可能性を指摘し、この国連の報告書では、急速に向上する能力と効果的なリスク管理手法との間のギャップが、破滅的な結果をもたらす可能性があるという警告しております。

また、ノーベル物理学賞受賞者のジェフリー・ヒントン博士などAI研究者の公開書簡では、人類が絶対に避けなければならない核兵器による人類絶滅に並ぶ危険があるという警鐘も鳴らしております。

また、アメリカのオープンAI研究者の報告によると、現状のまま無秩序な開発競争を進めた場合、2031年初頭には人類の制御を超える人工超知能が誕生して、人類絶滅のシナリオまで示されている、こういうレポートもあります。

こういった人間の意図に反するAIの活動、人工超知能をつくることの危険性が現実のものとなっている下で、従来、非人道的な惨害を考えて、人類の理性と躊躇が核のボタンを押すことを思いとどまらせていた段階から、核兵器とAIが結びつくことによって人類最後の日が悪夢でなくなるといった事態も、今、述べてきたような形で指摘されるに至っております。

そこで、文京区議会として、政府や国会に対して、先端的AIの開発を一時止めて、得られた時間を使って、AIのリスクを阻止する国際的な協定を結ぶという点。

また、AIの軍事、戦争への利用を禁止する国際的な規制強化を国際社会に日本政府として提唱することを求める意見書案です。

以上5本の意見書案です。よろしくお願いします。

○名取委員長 それでは続きまして、公明党さん。

○宮本委員 公明党から4本の意見書案でございます。

まず1つ目が、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）です。

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっております。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組み

として、その意義を一層強めています。

同条約は、2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年目を迎えます。本年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定でございます。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っています。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えません。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となります。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に示す、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながります。

そこで、文京区議会から政府及び国会に対して、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加することを求める意見書案でございます。

2つ目が、「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）です。

本年7月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として、防災庁の発足が目前に迫っています。

一方で、本年7月28日に発生した令和8年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、激甚化・複雑化する災害現場の様々な課題が顕著となりました。

新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮していくためにも、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠でございます。

そこで、文京区議会から政府に対しまして、防災庁の発足を機に、再審の災害教訓を踏まえた実効性ある、以下5点の措置を速やかに講じることを求める意見書案でございます。

3点目が、化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（案）です。

化学物質過敏症は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患です。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状です。特に近年では、人工的な香料等による、いわゆる香害をきっかけに、発症・重症化する事例

が相次いでおります。化学物質過敏症は、誰もが突然発症し得る疾患でもあり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立が求められております。

そこで、文京区議会から政府に対しまして、化学物質過敏症患者の命と暮らしを守るためにも、以下6点の措置を求める意見書案でございます。

4本目が、夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書（案）です。

長引く物価高騰の影響等にもよりまして、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化しています。特に、夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっています。

こうした子どもの健康リスクや孤立化、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な涼しい居場所に行けば、食が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される、緊急セーフティネットの構築が急務でございます。

そこで、文京区議会から政府に対しまして、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない、夏休み子ども緊急セーフティネットを早期に確立できるよう、以下4点の事項について求める意見書案でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○名取委員長 それでは続きまして、AGORAさん。

○上田委員 政策チームAGORAからは、7件の意見書案を提出しております。

1件目は、民生委員・児童委員の支援と担い手確保を求める意見書（案）です。

民生委員・児童委員は、高齢者の孤立や児童虐待、ヤングケアラー、生活困窮など複雑化する地域課題を把握し、行政や専門機関へつなぐ重要な役割を担っております。

一方、令和5年度の厚生労働省社会福祉推進事業による調査では、回答者の約半数が業務に負担を感じ、約3割が活動の継続に消極的な意向を示しており、担い手確保は課題となっております。

そこで、活動費に関する実費を賄うための財政措置、研修や専門職への相談、協力員の配置等を支える自治体への財政支援、仕事や家庭生活と委員活動を両立できる環境整備の3点を国に求めるものです。

2件目は、非核三原則の堅持を求める意見書（案）です。

政府は現在、安全保障関連三文書の改定に向けた検討を進めております。この過程では、非核三原則のうち「持ち込ませず」とする原則の見直しや、米国の拡大抑止の実効性を高める観点から、核兵器をめぐる政策を見直すべきとの意見も出ております。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、非核三原則を国是として掲げ、核兵器の廃絶と恒久平和を訴えてまいりました。安全保障環境が厳しさを増す中でも、核兵器への依存を高めることは、緊張や軍拡戦争を激化させるおそれがあります。

そこで、非核三原則を堅持し、「持ち込ませず」の緩和や、核兵器の持込み、核共有など、原則を実質的に変質させる見直しを行わないことと併せて、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との対話を促進し、核軍縮・核不拡散外交を積極的に進めることの2点を求めるものです。

ちなみに、2項については、あえて具体的には書いておりませんが、私たちは、核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加について、6月議会の時点で重要な課題と考え、11月の会議に間に合うよう早めに意見書案を提出いたしました。今回、公明党さんからも同趣旨の案が出たことで、ようやく議会内でも認識が広がってきたのかと思っております。

ただ、既に高市首相が再検討会議の参加に慎重な姿勢を示しておられ、締約国会議の意見書のときのように議決が間に合わなくならないか心配しております。

3件目は、ジェノサイド条約への早期加入を求める意見書（案）です。

近年、世界各地で武力紛争が続く中、国際刑事裁判所「ICC」への政治的圧力が高まっています。

2026年8月には、日本人の赤根所長らが米国政府の制裁対象となりました。日本政府がICCへの一貫した支持を改めて明確にしたことは重要です。一方、日本は、2007年にICCローマ規程へ加入していますが、ジェノサイドの防止と処罰を定めるジェノサイド条約は、世界154か国が契約国となる中、いまだに加入しておりません。

そこで、基本的人権に十分配慮した国内法整備を進め、ジェノサイド条約への早期加入を実現するとともに、ICCへの一貫した支持を堅持し、その独立性と公正な活動を守るため、国際社会と連携して取り組むことの3点を求めるものです。

なお、日本政府は、ジェノサイド条約への加入について、共同謀議や直接かつ公然の煽動など、国内法制との関係を整理する必要があるとして、長年検討を続けています。しかし、国内法整備を理由に国際条約への参加が先送りされる状況は、例えば女性差別撤廃条約・選択議定書にも共通しています。文京区議会も同議定書の速やかな批准を求める意見書を提出

していますが、国内法整備を理由に加入を先送りするのではなくて、必要な法整備を進めて、条約加入を実現することが必要だと考えております。

4件目が、買う側の責任を明確にする売春防止法の改正を求める意見書（案）です。

売春防止法は、売春をすること及びその相手方となることを禁止していますが、売春行為そのものには、売る側にも買う側にも罰則がありません。一方、公衆の目に触れる方法による客待ちや勧誘など、主として売る側の行為が処罰されており、困窮や虐待、性暴力、孤立などを背景に売春に至った人が処罰される一方、需要を生み出す買う側には、対応する罰則がないという不均衡が指摘されてきました。

法務省の検討会が買う側の勧誘行為を処罰対象とする方向性を示したことは、評価できます。しかし、性的搾取を根本的に抑止するには、買う側の需要と責任に着目した制度への転換が必要です。

そこで、買う側の勧誘行為に対する罰則を速やかに設けるとともに、フランスやスウェーデン等の制度も踏まえ、買春行為そのものを処罰し、需要側の責任を明確にすることを求め、また併せて、売る側を安易に処罰することなく、相談、住居、医療、就労などの生活再建支援を充実することの3点を求めるものです。

5件目は、働く人の健康と生活時間を守る労働時間法制の維持・強化を求める意見書（案）です。

厚生労働省は、9月1日から、法定の上限規制内で行われる時間外労働について、月45時間以内とする一律の指導を行わない方向へ運用を見直しました。法定上限自体は変わりませんが、月45時間は長時間労働を抑制する原則的な基準であり、今回の見直しが労働時間短縮の取組の後退につながってはなりません。

長時間労働による過労死等が後を絶たず、人手不足による業務負担の増加や勤務時間外の対応も広がっています。労使協定があっても、労働者が対等な立場で意思を表明できるとは限りません。

そこで、月45時間、年360時間の原則と実効性ある監督指導を堅持するとともに、勤務間インターバル、連続勤務日数の規制、「つながらない権利」の制度化、併せて裁量労働制や変形労働時間制が超時間労働や生活の予見可能性の低下を招かないための制度改善など、5点を求めるものです。

6件目は、激甚化する豪雨に対応した都市型水害・内水氾濫対策の抜本的強化を求める意見書（案）です。

近年、気候変動の影響等により、線状降水帯や短時間集中豪雨が頻発しています。令和8年8月の千葉豪雨では、家屋や道路の浸水、鉄道の寸断など、住民生活と都市機能に深刻な被害が生じました。その後も、北陸地方や、また再び千葉県とか福島県など各地で水害が相次いでいます。

特に都市部では、雨水が地中に浸透しにくく、河川から離れた地域でも、下水道の処理能力を超える雨による内水氾濫のおそれがあります。

そこで、近年の降雨実績や気候変動予測を踏まえた河川、下水道の整備基準の見直し、大規模地下貯水施設や雨水幹線等の整備、公共・民間施設を活用した雨水の貯留浸透地下空間やアンダーパス等の浸水対策、ハザードマップの充実について、地方自治体が中長期的に対策を進められるよう、国による補助制度の拡充と安定的な財源の確保など、6点を求めるものです。

7件目は、改正個人情報保護法の適切な施行を求める意見書（案）です。

令和8年7月に成立した改正個人情報保護法は、統計情報の作成やAI開発等を目的とする場合に、一定の条件の下で、本人の同意なく、個人データを第三者に提供できる特例を設けました。一方、顔特徴データの規律、課徴金制度、16歳未満の子どもの個人情報に関する保護措置も盛り込まれています。

データの適切な活用は、社会問題の解決や医療、学術研究の発展等に資するものです。しかし、同意なく取り扱われるデータには、病歴、障害、犯罪歴等の要配慮個人情報が含まれる場合があります、漏えいや目的外利用による重大な影響が懸念されます。

また、生態データには、変更が困難という特性があり、子どもについては、年齢や発達に応じた説明と意思の尊重、親子間に利益相反がある場合の保護も必要です。

そこで、国に対し、同意なく個人データを取り扱う場合の基準と安全管理措置の明確化、本人による確認、利用停止等の手続の整備、生態データ要配慮個人情報及び子どもの個人情報の適切な保護のための政令、ガイドライン等の具体化と施行後の継続的な検証など、4点を求めるものです。

よろしくお願いいたします。

○名取委員長 それでは続きまして、区民が主役さん、お願いします。

○海津委員 区民が主役から提案する意見書案1つ目は、国際刑事裁判所（ICC）の赤根智子所長らがアメリカ政府から制裁対象に指定されたことを受けて提出するものです。

ICCは、戦争犯罪やジェノサイドなど重大な国際犯罪について個人の責任を追及する国

際司法機関です。今回、日本人である赤根所長が制裁対象となったことに対し、日本政府は大変残念としていますが、制裁の撤回までは求めています。

国際司法の独立性と法の支配を守る観点から、日本政府が米国政府に明確に抗議し、ICC関係者への制裁措置の即時撤回を求めるよう、政府及び国会に求める意見書案です。

次に、児童虐待の相談・支援記録の永久保存についてです。

児童虐待、とりわけ性虐待では、被害を受けた子どもがその時点では被害を十分に認識したり、言葉にして訴えたりすることが難しく、成人してから被害を語り、権利救済を求めるケースがあります。その際、児童相談所などの相談・支援記録は、本人に何が起きたのか、行政がどう対応したのかを確認する極めて重要な資料になります。しかし、現在は、全国一律に永久保存される仕組みにはなっていません。

そこで、被害者が将来権利救済を求める際に必要な記録が失われないよう、原則永久保存を含む、全国統一の保存基準を設けること。あわせて、記録の電子化と適切な情報管理を行い、成人後も本人が記録の開示を受けられるよう、仕組みを整備することを、政府及び国会に求めるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○名取委員長 ただいま御説明のありました意見書案の取扱いについてですが、意見書等調整小委員会で御協議いただくこととし、9月定例議会の最終日であります10月22日木曜日の本委員会で、小委員会における協議の経過及び結果について御報告を受けることといたします。

○名取委員長 続きまして、決算審査特別委員会についてであります。

資料6、決算審査特別委員会委員通告者氏名一覧表を御覧ください。

資料のとおり、委員氏名の通告がありましたので、御報告をいたします。

○名取委員長 次に、一般質問についてです。

資料7、一般質問順序・通告者氏名・質問日一覧表を御覧ください。

一般質問の質問日については、1番、自由民主党、松平雄一郎議員、2番、日本共産党、石沢のりゆき議員、3番、AGORA、浅田保雄議員の3人が9月15日火曜日に、4番、公明党、田中香澄議員、5番、文京維新、宮崎こうき議員、6番、文京子育て、たかはまなおき議員の3人が9月16日水曜日に、7番、自由民主党、田中としかね議員、8番、区民が主役、依田翼議員の2人が9月17日木曜日に、それぞれ一般質問を行うことといたしたいんで

すが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、休憩時間についてですが、質問者ごとに、それぞれ10分程度の休憩を取ることといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議事日程についてです。

資料8、議事日程を御覧ください。

事務局長より、本会議の日程について報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日の議事日程でございます。

日程第1から第8までとして、総務区民委員会に付託予定の条例案2件、事件案2件、予算案4件でございます。

次に、日程第9から第12までとして、厚生委員会に付託予定の条例案4件でございます。

次に、日程第13として、建設委員会に付託予定の条例案1件でございます。

次に、日程第14から第24までとして、文教委員会に付託予定の条例案10件、事件案1件でございます。

次に、日程第25から第28までとして、決算審査特別委員会に付託予定の令和7年度4会計決算でございます。

以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

○名取委員長 続きまして、請願についてです。

資料9、請願文書表を御覧ください。

資料のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間についてであります。

事務局長から、本日の本会議の流れ及び所要時間について報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、9月10日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、田中香澄議員と品田ひでこ議員が指名されます。

次に、9月定例議会の議会期間の宣告が行われ、9月10日から10月22日までの43日間とされます。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について（2件）、令和7年度財政健全化判断比率の報告について、令和7年度文京区基金運用状況調書等の提出について、令和7年度文京区内部統制評価報告書等の提出について、文京区職員措置請求に係る監査結果について、令和8年度6月分例月出納検査結果の報告について、令和8年度7月分例月出納検査結果の報告について、計9件の報告がございます。

次に日程に入ります。

まず、日程第1から第8までとして、議案第33号及び第34号、第51号及び第52号並びに第29号から第32号までの8件が一括して議題とされ、加藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第9から第12までとして、議案第35号から第38号までの4件が一括して議題とされ、加藤副区長の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、日程第13として、議案第39号が議題とされ、加藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

次に、日程第14から第24までとして、議案第40号から第50号までの11件が一括して議題とされ、加藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

次に、日程第25から第28までとして、報告第1号から第4号までの4件が一括して議題とされ、宇民会計管理者の提案説明の後、議長指名による18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託されます。

続いて、議長指名の委員を書記朗読いたします。

次に、請願の付託を行います。請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託されま

す。

以上で、本日の日程が終了し、散会宣告となります。

続きまして、9月15日、16日、17日の本会議の流れでございます。

まず、9月15日火曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、沢田けいじ議員、上田ゆきこ議員が指名されます。

その後、日程に入り、松平雄一郎議員、石沢のりゆき議員、浅田保雄議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、9月16日水曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、小林れい子議員、岡崎義顕議員が指名されます。

その後、日程に入り、田中香澄議員、宮崎こうき議員、たかはまなおき議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、9月17日木曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、宮崎こうき議員、松丸昌史議員が指名されます。

その後、日程に入り、田中としかね議員、依田翼議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の会議は39分程度と見込んでおります。

9月15日火曜日は、松平雄一郎議員が質問答弁、合わせまして約46分、石沢のりゆき議員が質問答弁、合わせまして約62分、浅田保雄議員が質問答弁、合わせまして約54分、これに休憩時間を加味し、全体で3時間6分程度と見込んでおります。

9月16日水曜日は、田中香澄議員が質問答弁、合わせまして約49分、宮崎こうき議員が質問答弁、合わせまして約47分、たかはまなおき議員が質問答弁、合わせまして約65分、これに休憩時間を加味し、全体で3時間5分程度と見込んでおります。

9月17日木曜日は、田中としかね議員が質問答弁、合わせまして約37分、依田翼議員が質問答弁、合わせまして約41分、これに休憩時間を加味し、全体で1時間30分程度と見込んでおります。

本会議の流れに関する説明は、以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、文京区議会関係規定の改正についてであります。

資料10、文京区議会関係規定の改正についてを御覧ください。

委員会室の仮移転に伴い、傍聴規程に定めている定員を25名から15名に変更するなど、資料のとおり関係規定を改正したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 その他に入ります。

委員会記録について、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前 10時59分 閉会